

スマートフォン本体及び通話・通信サービス等提供業務

仕様書

令和 7 年 6 月

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

1. 総則

本仕様書は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という）が発注する「スマートフォン本体及び通話・通信サービス等提供業務」に適用する。受注者は仕様書に記載の内容に従って、誠実に業務を履行すること。

2. 業務の概要

(1) 件名

スマートフォン本体及び通話・通信サービス等提供業務

(2) 履行期間：

導入業務：契約締結日の翌日から 1 か月

利用期間：導入業務完了後から 3 年間

(3) 発注内容：

機構職員へ支給するスマートフォン本体及び通話・データ通信サービス等を提供するもの。

(4) 納入場所：

機構横浜本部（神奈川県横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビルディング 5F）

3. 業務の詳細

(1) 数量

スマートフォン本体 90 台及び通話・データ通信サービス等 90 回線分

(2) スマートフォン本体の機能要件

①調達機種

AndroidOS を搭載した端末で 2024 年以降に新製品として発表された機種

（例：AQUOS シリーズ、arrows シリーズ、Xperia シリーズ）

取扱説明書及び AC アダプター含む。

また、全台同一機種かつ新品であること。

②調達方法

スマートフォンはレンタルにて提供されるものとし、月々の料金が定額であること。

(3) 通話・データ通信サービス等要件

①通話機能

通話専用アプリを使用しない月々の料金が定額の国内かけ放題サービスであること。また、日本国内で安定した通話が常時行えること。

②データ通信

10GB/月まで使用でき、月々の料金が定額のサービスであること。また、日本国内で安定した通信が常時行えること。

③電話番号

新たに調達台数分作成すること。

④補償サービス

補償サービスとして以下の内容を提供し、月々の料金が定額であること。

- ・ 毀損・紛失時の交換サービス（6 カ月に 1 回程度）。なお、交換は 5 営業日以内に納品時と同じ状態で機構に提供すること。
- ・ 紛失時における 24 時間 365 日電話対応が可能な専用のサポートデスクがあり、職員からの紛失連絡に基づき、すみやかに回線の利用中断について遠隔操作による対応が可能であること。
- ・ 毀損時における平日 10:00～17:00 に電話、メール又はインターネットサービスを利用したサポートデスクがあり、交換サービスに関する対応が可能であること。

⑤デザリング機能

デザリング機能を有すること。

⑥回線網

回線網を自社で保有し、自社ブランドで通信サービスを提供する事業者又はその事業者の販売代理店であること。

⑦初期費用について

納品にあたっての初期設定が必要であればその費用を計上すること。

4. 成果品

以下の成果品を別紙 1 に定める完了届とともに提出すること。

- ・ スマートフォン 90 台及び関連機器（取扱説明書及び AC アダプター）
- ・ 設定定義書（調達機器の詳細仕様等）

提出先は機構総務課とし、提出方法は電子データ（CD-ROM）とする。

5. 支払方法

（1）初期費用について

初期費用の支払は受注者からの完了届の提出後、発注者の確認を受けた後、受注者は発注者に請求するものとする。発注者は受注者から請求を受けた際は、請求書受領日から起算して 30 日以内に受注者の指定する口座に振込にて請負代金を支払うこととする。

（2）スマートフォンレンタル料金及び通話・データ通信サービス等(初期費用除く)

代金の支払は翌月払いとし、スマートフォンのレンタル料金及び通話・データ通信サービス等を合算して請求するものとする。発注者は受注者から請求を受けた際は、請求書受領日から起算して 30 日以内に受注者の指定する口座に振込にて請負代金を支払うこととする。

また、口座引き落としを希望する場合は契約時にその旨を発注者へ伝えること。

6. 機密保持

- ①受注者は、受注業務の実施の過程で機構が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ②受注者は、本受注業務を実施するにあたり、機構から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ・複製しないこと。
 - ・受注業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を機構に提出すること。
- ③別紙2に定める「機密保持に関する誓約書」を契約締結後10日以内に提出し、これを遵守しなければならない。
- ④契約期間満了後も機密保持に係る規定は、公知となったものを除き、なお有効とする。
- ⑤機構へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- ⑥受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、これらの実施状況について、機構が定期又は不定期の検査を行う場合においてこれに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にするとともに、契約締結後10日以内に機構に提出すること。また、そのような事態が発生した場合は、機構に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに修復すること。

7. その他

- ・作業スケジュール等は、機構と調整の上決定すること。
- ・受注者は、受注業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、事前に機構に協議した上で、別紙3にて再委託先等を機構に申請し、承認を得ること。
- ・受注者は機構が定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。ポリシーの内容は「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」に準拠している。
- ・本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については、機構の指示又は承認を受けること。その他不明な点は機構と協議すること。

(別紙1)

令和 年 月 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

契約職 甲川 壽浩 様

住 所

会社名

代表者

印

完了届

(件名) スマートフォン本体及び通話・通信サービス等提供業務

標記について、業務を完了したので提出します。

以上

(別紙2)

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 御中

住所：

法人名：

(件名) スマートフォン本体及び通話・通信サービス等提供業務

[法人名] (以下「当社」という) は、上記案件 (以下「本案件」という) に参画するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 (以下「貴機構」という) の機密情報に関する取扱いに際し、当社従業員に対して以下の事項を遵守させることを誓約いたします。

記

第1条 (機密保持の誓約)

貴機構の許可なく、本案件に関して貴機構が要機密情報として指定した情報 (以下「対象機密情報」という) を、本案件の参画者以外の者に対し開示し、又は本案件遂行の目的以外に使用しないことを約束いたします。

第2条 (案件終了後の機密保持等)

1. 対象機密情報を、公知となったものを除き、本案件終了後 (従業員退職後も含む) も、不正に開示又は不正に使用しないことを約束いたします。
2. 本案件を終了するとき、本案件を担当しなくなったとき、又は貴機構による要求があるときには、対象機密情報が記録された貴機構の文書等 (文書、図画、写真、USBメモリ、DVD、ハードディスクドライブその他の情報を記載又は記録するものをいう。以下同じ) であって当社の保管するものを、遅滞なくすべて貴機構に返還し、その旨書面にて報告いたします。
3. 前項に定める場合において、対象機密情報が当社の文書等に記録されているときには、当該情報を消去するとともに、消去した旨 (当社の文書等に対象機密情報が記録されていないときは、その旨)、書面にて報告いたします。

第3条 (第三者に対する守秘義務の遵守)

第三者に対して守秘義務を負っている情報については、本案件において知り得たかそれ以前から知っていたかにかかわらず、その守秘義務を遵守することを約束いたします。

以上

本案件に参画する当社従業員は以下の通りとします。

所属	役職	氏名

(別紙3)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 御中

「スマートフォン本体及び通話・通信サービス等提供業務」
再委託に関する承認申請書

申請者の住所、氏名	
再委託先の住所、氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
備考	